

○安平町新しい学校を考える会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安平町新しい学校を考える会（以下「新しい学校を考える会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(運営)

第2条 新しい学校を考える会は、安平町まちづくり基本条例第12条に規定する町政の基本的な事項を定める重要施策に関して安平町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の下、安平町町民参画推進条例によるワークショップとして新しい学校を保護者、地域住民等と一緒に考え、広く意見を交わし、学校づくりに生かすためその趣旨に賛同する者が早来中学校の再建にあたり参画し取り組むものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的が達成するために、新しい学校を考える会を設置することができる。

(構成)

第4条 新しい学校を考える会は、次に該当する者で構成される。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) その他、趣旨に賛同する者

(組織及び委員の任命)

第5条 新しい学校を考える会の委員は前条に該当する者8名以内を常任委員とする。

- 2 欠員が生じた場合は、教育委員会は、新たに委員を任命することができる。
- 3 新しい学校を考える会は、代表及び副代表ならびに事務局を置く。
- 4 代表及び副代表は委員の中から互選によりこれを選出する。
- 5 代表は会を代表し、会務を総理する。
- 6 副代表は代表を補佐し、代表が欠けたとき又は事故があるときは、その職務を代行する。
- 7 事務局は教育委員会の職員がこれに充たる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は協議事項完了までとする。

(委員の解任)

第7条 教育委員会は、代表及び委員について、特別な事情があると認めるとき、又は不適任と判断したときは、代表及び委員を解任することができる。

- 2 代表は相当の理由がある場合は、会の承認を得て、辞任することができる。

(会議)

第8条 新しい学校を考える会の会議は事務局が招集する。

- 2 会議は、委員の半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の参加)

第9条 新しい学校を考える会は、趣旨に賛同する者の参加を妨げない。

(議事)

第10条 会議に付すべき議事は、事務局が提出する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月7日から施行する。